



平成 25 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 カンダホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 勝又 一俊
(コード：9059、東証第2部)
問合せ先 専務取締役管理本部長 原島 藤壽
(TEL. 03-6327-1811)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 26 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部を変更する件について、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 100 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の理由

- (1) 事業会社の流通加工の過程における化粧品の製造や物流センターの屋根を利用した太陽光発電による売電など、当社及び当社子会社の事業内容の拡大及び多様化に伴い、現行定款第 2 条（目的）に目的事項を追加するとともに、号文の新設に伴い以降の号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条の規定により、現行定款に第 30 条（社外取締役の責任限定契約）及び第 39 条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設するものであります。なお、第 30 条の新設に関しては監査役全員の同意を得ております。また、上記条文の新設に伴い、それ以降の条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 (条文省略) 1. ~18. (条文省略)	(目的) 第 2 条 (現行どおり) 1. ~18. (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>19. 自動車、電子計算機器、通信機器、衣料品、日用雑貨品、食料品、医薬品・医薬部外品、化粧品、医薬用器材、医療用消耗品、化学工業薬品、農薬、燃料空調機器、厨房機器、衛生陶器等の輸出入および販売 (新 設)</p> <p>20. ～23. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第30条～第37条 (条文記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第38条～第41条 (条文記載省略)</p>	<p>19. 自動車、電子計算機器、通信機器、衣料品、日用雑貨品、食料品、医薬品・医薬部外品、化粧品、医薬用器材、医療用消耗品、化学工業薬品、農薬、燃料空調機器、厨房機器、衛生陶器等の輸出入および製造・販売</p> <p>20. 発電及び電力の販売</p> <p>21. ～24. (現行どおり)</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第31条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第40条～第43条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 25 年 6 月 27 日 (木)
平成 25 年 6 月 27 日 (木)

以上